

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和五年六月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表五の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「省令」を「府令」に改める。

第六条第二項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第二十四条第四項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第六十一条第四項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第八十三条第五項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改

める。

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「「省令」を「府令」に改める。

第十八条第四項中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第三十二条中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
附則第二項及び第三項中「省令」を「府令」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「「省令」を「基準命令」に改める。

第六条第一項中「省令」を「基準命令」に改め、「規定する」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第四十一条第一項中「場合において」の下に「第六条第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と」を加える。

第四十二条第一項中「省令」を「基準命令」に改め、「規定する」の下に「こども家庭庁長官及び」を加え、同条第二項中「省令」を「基準命令」に改め、「規定する」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第四十六条第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十二条第一項及び第二項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第四十八条第一項第四号及び第八十条第四項中「省令」を「基準命令」に改める。

百条第四項中「省令」を「基準命令」に改め、「第二百十条第四項の」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

百九条第三項中「省令」を「基準命令」に改め、「第二百二十七条第三項の」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

百三十七条第四項、百四十七条第五項、百四十七条の二、百六十条第一項及び第七十一条の三中「省令」を「基準命令」に改める。

百八十一条第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号口から二までの規定中「区分省

令」を「区分命令」に改める。

第百八十四条中「省令」を「基準命令」に改める。

第百八十四条の四第一項第二号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第百八十四条の十、第百八十四条の十九、第百八十五条第二項及び附則第二項から第四項までの規定中「省令」を「基準命令」に改める。

附則第六項中「省令附則第二十条第一項」を「基準命令附則第二十条第一項」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第二十九条及び第三十七条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第四十五条第二項中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号)」を「内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和五年内閣府令第四十三号)」に改める。

第四十八条中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十八条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第六十七条第一項第一号中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第八十条第一項ただし書中「省令」を「府令」に、「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第九十条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第九十八条第一項中「厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条」を「子ども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に市町村及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、その設定する構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二条第一項に規定する構造改革特別区域内におけ

る保育所（市町村等が設置するものに限る。以下同じ。）について、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）第二十六条の規定による改正前の厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）第一条の内閣総理大臣の認定を受けている場合は、第五条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十五条第二項の規定にかかわらず、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児又は満三歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

提 案 説 明

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。